

地方分権改革の推進について

平成 25 年 7 月 9 日

全 国 知 事 会

政府は安倍内閣総理大臣を本部長とする地方分権改革推進本部と、新藤地方分権改革担当大臣の下、調査審議機能を持つ地方分権改革有識者会議を設置し、地方分権改革の推進体制を整えられた。

これは、内閣を挙げて地方分権改革に取り組む姿勢を明確にされたものであり、我々としても強く期待するところである。

地方分権改革は、国と地方の役割分担を抜本的に見直し、国は国本来の役割に専念し、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域のことは地域に住む住民が決めることができるようにするための改革である。安倍内閣においては「頑張る地方」を息長く支援することとされているが、地方が「頑張れる」ためにも地方分権改革は不可欠である。

全国知事会としては、地方分権改革により、地方自治体の自己決定と自己責任を確立し、真の意味で自立した自治体の創造に向け、邁進していく決意であり、当面の地方分権改革について以下のとおり政府に対して提言する。

1 国と地方の協議の場の積極活用による国・地方の力の結集

地方公務員給与費に係る地方交付税の削減に際しては、国と地方の協議の場は一度しか開催されず、地方側と協議を尽くさないまま決定されたが、こうしたことを二度と繰り返してはならない。

については、政府に以下の点を求める。

○国と地方の協議の場の積極活用

地方分権改革、社会保障制度改革、地域経済の活性化などを実現するためには、国と地方が実効ある対話を積み重ね、国と地方の力を結集した施策を展開することが不可欠であるため、法制化された国と地方の協議の場を積極的に活用すること。

○「国のかたち分科会（仮称）」の設置

国と地方の協議の場に、これからの国と地方の関係、地方分権改革の進め方、道州制など統治機構のあり方について幅広く協議する「国のかたち分科会（仮称）」を設置すること。

○行政分野別分科会の設置

国と地方の協議の場における協議の質を充実させるため、全てを本会議で協議するのではなく、税制改正、地方財政対策に関する「地方税財政分科会（仮称）」や、「社会保障分科会（仮称）」など分野別の分科会を設置し、政策の企画・立案段階から国と地方の力を結集できる仕組みを作ること。

特に、今後、社会保障制度改革を進めるにあたっては、社会保障そのものが、国と地方の連携により国民にサービスを提供するものであることから、国と地方の協議が重要である。このため、各府省と全国知事会等との協議を精力的に進めるとともに、最終結論は、必ず、国と地方の協議の場において出すこと。

2 国から地方への事務・権限の移譲

地方自治体の役割と責任を高め、地域の課題の解決にあたることができるようにするため、まずは、地方分権改革推進委員会の勧告以降、実行に移されていなかった国から地方への事務・権限の移譲を着実に進めるべきである。

については、政府に以下の点を求める。

○事務・権限の移譲に向けた着実な取組

平成21年に地方分権改革推進本部で決定された「出先機関改革に係る工程表」や、平成22年の各府省の検討で、地方への移譲等の見直しを行うとされたものなど130の事務・権限について、各府省で改めて検討した結果、72の事務・権限について移譲可能（地方自治体の発意に応じ選択的に移譲するものを含む）とされた。政府は、夏を目途に一定の結論を出すこととしているが、その際、以下の点に留意すること。

（1）特に移譲を希望してきた事務・権限について

地方が特に移譲を希望してきた項目については、依然として国と地方の

見解に開きがあるが、以下の点に留意し、移譲に向けて積極的な検討を進めること。

【ハローワーク】

- ・「ハローワーク特区」の効果等について、直ちに検証を行い、地方移管を進めること。
- ・それまでの間においても、地方自治体による雇用施策の充実強化のため、地方自治体が行う無料職業紹介事業の法的位置づけを明確化するとともに、希望する全ての地方自治体において、低コストで職員がハローワーク職員用端末を使用するなど国と同内容の情報を利用して、直接職業紹介（紹介状発行）を行うことができる環境を整備すること。

【地域交通】

- ・旅客自動車運送事業に関する事務・権限の地方移管を含め、地方自治体が主体的に地域における公共交通のあり方を構築する制度的枠組みを早急に設けること。
- ・自家用有償旅客運送に関する事務・権限については、まずは都道府県へ移譲した上で、希望する市町村に移譲する仕組みを設けること。併せて、登録基準についても地方自治体の自由度を高めること。

【直轄国道・一級河川】

- ・移管を希望する地方との協議に入ることができるよう、全国知事会が提案した財源フレーム案を検討の上、政府として財源フレームを提示すること。

【中小企業支援】

- ・都道府県を介さず、国の出先機関が直接実施している事業、市町村・民間事業者等に直接交付している補助金（「空飛ぶ補助金」）のうち地域振興に資するものは、自由度をできる限り高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

【農地転用】

- ・実情を把握する地方が事務を行うことで、地域における農業の事情とスピードを重視する企業のニーズに対応しながら、優良農地の確保と地域

経済の活性化の両立が可能となることから、農地転用に関する事務・権限を移譲すること。

- ・平成21年に施行された改正農地法附則の規定に基づく農地法見直しに際しては、地方との協議を十分行うこと。

(2) 各府省から移譲可能と回答があった72事務・権限について

全国知事会は、72事務・権限のうち66事務・権限について、住民の利益になることから都道府県への移譲を受け入れる方針であるが、以下の点を条件とするものであること。

- ① 報告徴収・立入検査に限った移譲など、それだけでは地方が何ら役割を果たすことができないものについては、地方が一定の役割を果たすことができるよう、許認可・措置命令など、関連する他の事務・権限を併せて移譲すること。
- ② 移譲に際し、地方分権推進計画（平成10年5月29日閣議決定）及び地方分権改革推進委員会第2次・第3次勧告で設定されたメルクマール等該当以外に、法定受託事務への区分、関与・義務付け・枠付け、国の直接執行（並行権限行使）を設定しないこと。
- ③ 一の都道府県の区域を越える事業等に対する事務・権限については、域外権限行使や関係都道府県との情報共有の仕組みを法令上構築すること。（例：NPO法、建設業法）

(3) 移譲の最終決定までに対処・提示を求める事項について

各府省から消極的な回答があったが移譲を求めることとしている事務・権限を含め、移譲を最終的に決定するまでに、以下の事項に責任をもって対処し、地方に提示すること。

- ・工程表などの手順、スケジュール
- ・事務・権限の実施に必要な財源の総枠を確保し、地方に移譲するための措置
- ・研修・職員派遣等、技術や専門性を有する人材を育成・確保するために必要な措置
- ・マニュアルの整備や技術的助言等、事務・権限の移譲を円滑に進める

ための措置

○事務・権限移譲に際しての広域連合等の活用

単独の都道府県に対しては移譲が困難な事務・権限であっても、広域連合の活用や、都道府県間のネットワークを構築することで移譲可能な事務・権限もあることから、地域の意欲に応じて広域連合や、都道府県間の連携・ネットワークを活用した事務・権限の移譲を進めること。

また、国の出先機関のブロック単位での丸ごと移管を推進するための法律についても、早期の制定を目指すこと。

なお、市町村への権限移譲について、市町村の規模が多様であることを踏まえ、希望する市町村へ移譲する場合においても、希望しない市町村の区域においては都道府県が移譲を受けることを可能とすること。また、一定の場合には都道府県が市町村を補完できるようにするなど、地域において実情に応じ、都道府県と市町村の権限配分を柔軟に判断することができるようにすること。

3 義務付け・枠付けの見直し

義務付け・枠付けについては、これまで約900条項の見直しが実現し、一定の進展があるものの、「従うべき基準」の多用など地方の自由度が高まっていない面もあるため、今後は、見直しの量だけでなく、質が重要である。

については、政府に以下の点を求める。

○「従うべき基準」の限定

従うべき基準は、地方分権改革推進委員会第3次勧告に従い、真に必要な場合に限定し、原則として廃止すること。また、第1次一括法附則第46条等の規定に基づき、従うべき基準とされた福祉施設に配置する職員の数、居室の面積等については、廃止または参酌すべき基準へ移行するなど、速やかに見直すこと。

特に、保育所や介護保険施設の設置管理基準については、地域の実情に合った基準の制定を可能とすることで、施設・事業者側の創意工夫を引き出し、またM字カーブの解消等女性の社会進出にも寄与するものであり、日本全体の経済成長にも結び付くものであることから、優先的に見直しを進めること。

○国の関与のさらなる縮減

国の同意・協議等関与の見直しは、地方の自立と責任ある行政サービスの提供につながり、国・地方を通じた行政コストの縮減等行政の効率化・簡素化に資することから、引き続き確実に進めること。

特に、農地転用など土地利用規制に関する同意・協議については、これを廃止することにより、地域における機動的かつ効果的な政策展開が可能となり、地域経済の成長にも資するものであることから、優先的に見直しを進めること。

○立法原則・政府におけるチェックシステムの確立

義務付け・枠付けを必要最小限とするため、地方分権改革推進委員会第3次勧告において示された「義務付け・枠付けに関する立法の原則」について、地方の自主性が高まるよう検討し、国と地方の協議の場で協議の上、法制化すること。また、政府における「チェックのための仕組み」を確立すること。

4 特区制度の深掘り

我が国は地域ごとに直面している課題が異なっていることに加え、解決に向けた官民含めた人材、資金、環境などの地域資源の蓄積と即応力も異なっている。

地域の力を引き出し、課題解決、経済の活性化・成長に結びつけるためにも、地方分権改革を進めることは当然であるが、全国的な制度改革に対する抵抗感が強い事項や、改正に向けた時間的余裕がないもの等は、特区制度を活用することも効果的である。

しかし、現行の特区制度は国との協議に多大な時間を要しているなどの課題もあることから、構造改革特区や総合特区等の特区制度をさらに深掘りし、事前チェックから事後チェックへと発想を大転換し特例措置を原則認める「スーパー総合特区（仮称）」を創設すること。

また、これまでに実施された特区での効果を検証し、規制緩和や権限移譲につなげること。

もちろん、国においては特区制度を根拠に、全国的な制度改革による地方分権改革そのものを遅らせることはあってはならない。

5 道州制との関係

都道府県に代わる新たな広域自治体を創設する道州制の議論が、与野党で行われているが、国から地方への権限移譲や義務付け・枠付けの見直しなどの地方分権改革は、道州制議論にかかわらず当然進めること。

6 最後に

地方分権改革を進めるためには、政府への具体的な提言、協議にとどまることなく、これまでの改革の結果を活かし、その果実を住民に還元していくことが重要である。

このため、地方自治体が自己決定と自己責任に基づく自己改革を進めるほか、義務付け・枠付けの見直しに伴い各自治体が制定した条例についても、地域の実情に応じた内容となるよう不断の点検を行うことや、移譲された事務権限を適切かつ効果的に行使することにより、「個性を活かし自立した地方をつくる」ことを目指していく。